

西成公民館だより

回覧

発行者：西成公民館 発行日：平成25年（2013年）4月1日 第63号（4月号）
〒491-0012 一宮市小赤見郷浦53（一宮市西成出張所内） でんわ：0586-77-3512

新館長に関戸 進氏（西成校下）が就任

校下で選出の推進委員長3名交代

西成公民館の館長が、任期を満了した。西成連区特有のローテーションにより、新館長には、西成連区諸団体長による選考委員会にて、西成校下の関戸進氏が就任した。
また、校下ごとに選任される公民館推進委員長も、瀬部校下が留任、西成・赤見・浅野校下の3名は新たに選任され着任した。55町会選出の推進委員については、次号で紹介させていただきます。

就任のご挨拶

春暖の候、皆様方には、ますますご清栄のことと、拝察申し上げます。

さて、今回はからずも西成公民館の要職を汚すことになりました。

微力ではございますが、皆様のご協力を頂き、責務を全うする覚悟でございます。

ここに、謹んで就任のご挨拶と致します。

平成25年4月1日

西成公民館長 関戸 進
瀬部校下推進委員長 若山祥子
西成校下推進委員長 今井敏和
赤見校下推進委員長 岩田正己
浅野校下推進委員長 中村啓之

退任のご挨拶

陽春の候、西成連区の皆様には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、西成公民館の要職に就任以来、55町会選出の推進委員をはじめ、連区内の皆様方のご指導とご協力により、ここに無事責務を果たすことができました。心より厚くお礼申し上げます。

最後に、西成公民館のますますの発展と、皆様のご多幸を祈念して、退任のご挨拶と致します。

平成25年3月末日

西成公民館長 松浦光三
西成校下推進委員長 可知 勝
赤見校下推進委員長 山口利之
浅野校下推進委員長 平松和彦

名実ともに整った「西成公民館」

西成連区公民館事業推進委員会規約の全文を裏面に掲載

西成連区の生涯学習拠点といわれている西成公民館は、「西成連区住民の文化・体育の振興、教養の高揚、親睦連携を図り、住みよい地域づくりに寄与することを目的とする」ために、平成21年4月1日から、事業推進委員会規約を制定しています。規約の全文は裏面に掲載しましたのでご参照ください。

基本的には、現在の西成公民館の組織や事業内容が変わるわけではなく、継続することになりますので、事業推進委員会規約も、現状を明文化しただけになります。

この規約が施行されることにより、西成公民館が団体であると内外に主張できる形態が整ったこととなります。

西成連区公民館事業推進委員会規約

(目的)

第1条 西成連区公民館事業推進委員会(以下「委員会」という。)は、西成連区住民の文化・体育の振興、教養の高揚、親睦連携を図り、住みよい地域づくりに寄与することを目的とし、西成連区の区域内における公民館事業を推進する団体とする。

(事業)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 一宮市公民館事業委託要項に記載されていること。
- (2) 公民館施設を住民の集会その他公共の利用に供すること。
- (3) 公民館施設利用グループの育成に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するための各種の行事を行うこと。

(役員)

第3条 委員会に次の本部役員を置く。

- (1) 公民館長 1名
- (2) 副公民館長 若干名
- (3) 執行部 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 1名

2 委員会に次の外部役員を置く。

- (1) 推進委員 各町内1名
- (2) 協力部 若干名

(代表者)

第4条 委員会の代表者は、公民館長とし、公民館長は、委員会の事業を掌握し、委員会の目的達成に努める。

(副公民館長)

第5条 副公民館長は公民館長が委嘱する。

2 副公民館長は、公民館長を補佐し、公民館長に事故あるときは、その職務を代理する。

(執行部)

第6条 執行部に次の役員を置き、公民館長が委嘱する。

- (1) 魅力ある地域づくり部 若干名
- (2) 家庭・青少年学習部 若干名
- (3) 成人・高齢者学習部 若干名
- (4) 女性学習部 若干名
- (5) 体育レクリエーション部 若干名

2 前項各号に掲げる部(以下「各部」という。)に正副部長を置く。

3 各部に部会計を置くことができる。

4 各部の役員は、それぞれの部の企画立案及び実施に携わる。

5 他の部に属さない事業又は全体的な事業は、公民館長の命により本部役員が携わる。

(会計及び監事)

第7条 会計及び監事は、公民館長が委嘱する。

2 会計は、委員会の経理をつかさどる。

3 監事は、委員会の会計を監査する。

(推進委員)

第8条 推進委員は、町内会長の推薦により公民館長が委嘱する。

2 推進委員は、公民館事業を町内へPRするとともに、公民館事業運営の補助をする。

(協力部)

第9条 協力部は、連区内の各種団体長で構成し、公民館長が委嘱する。

2 協力部は、公民館事業実施に協力する。

(役員の任期)

第10条 本部役員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。

2 外部役員の任期は、原則として1年とし、再任を妨げない。

3 役員に欠員が生じたときは、直ちに補充する。この場合において、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員総会)

第11条 委員会は、年に1回以上役員総会を開催し、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び事業報告を承認すること。

(2) 予算及び決算を承認すること。

(3) 規約を承認すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会に関し重要な事項

2 役員総会は、公民館長が招集する。

3 役員総会の議長には、公民館長をもって充てる。

4 役員総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他の会議)

第12条 委員会は、本部役員会、部長会、各部会などの会議を開催することができる。

(経費)

第13条 委員会の経費は、一宮市からの委託料及びその他の収入をもって充てる。

2 委員会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑則)

第14条 この規約の制定改廃については、本部役員で定め、総会の承認を求めるものとする。

第15条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、公民館長が定める。

付則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。